

物品売払費積算書

次のとおり積算する。

売払い物品	使用済小型電子機器等売払い（複数単価契約） 数量:1式
引渡場所	グリーン・クリーンふじの丘（豊田市藤岡飯野町）
引渡期限	令和9年3月31日

単価契約区分	複数単価契約
消費税率	10%

※上段は変更前積算、下段は変更後積算を表示

	名称	規格等	予定数量	数量 単位	積算単価	積算金額	積算摘要	前回 数量	数量 単位	前回金額
1	使用済小型電子機器 （高品位）	別紙仕様書及び品位別 け表による	36,300	K g						
2	使用済小型電子機器 （低品位）	別紙仕様書及び品位別 け表による	133,300	K g						
3	配線屑	不要な配線からコネク ター等を除去したもの	6,200	K g						

使用済小型電子機器等売払い（複数単価契約）仕様書

1 目的

豊田市（以下「甲」という。）が分別回収した使用済小型電子機器等を契約者（以下「乙」という。）に引き渡すことで、資源の有効な利用の確保を図るものとする。

2 売払い物品

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第1条各号で定めるもので、甲が別紙のとおり高品位、低品位及び配線屑に選別した使用済小型電子機器等とする。

3 売払い数量（見込み量／予定数量）

使用済小型電子機器等

種別		数量（予定数量）
①	高品位	36,300kg
②	低品位	133,300kg
③	配線屑	6,200kg
※	ウォーターサーバー類等 フロン含有対象品	400台

※ウォーターサーバー類等フロン含有対象品は、低品位の重量に含むものとする。

4 契約単価

契約単価は、高品位使用済小型電子機器、低品位使用済小型電子機器及び配線屑の各1キログラム当たりの単価とする。

5 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

6 売払い場所

グリーン・クリーンふじの丘（豊田市藤岡飯野町）

7 作業内容等

(1) 乙は、作業を遂行するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に従い、適正に行うものとする。

(2) 乙は、次に示す作業等を効率的かつ円滑に行うものとする。

ア 使用済小型電子機器等は、高品位・低品位及び配線屑に選別するため、乙はそれぞれ専用の保管庫（コンテナ等）を、支障がないよう甲の稼働日に用意すること。

イ 保管庫（コンテナ等）は、後部面等が開閉できるものであること。

ウ 甲が選別・保管した使用済小型電子機器等について、乙は甲からの引取り依頼により、支

障がないよう甲の稼働日に速やかに運搬回収すること。

エ 乙は、使用済小型電子機器等の引取りに際して、事前（甲の稼働日）に専用保管庫等を甲が指示する場所に設置すること。

オ 使用済小型電子機器等の引取作業は、甲の稼働日に行い、他の搬入車両等に支障がないよう十分注意するとともに、速やかに作業を終了すること。

カ 乙の運搬回収に係る費用は、乙の負担とすること。

(3) ウォーターサーバー類等フロン含有対象品の取り扱いについて

ア フロン含有対象品は、種別「低品位」として、乙に売払う。

イ フロン含有対象品は、ほかの使用済小型電子機器等とは混載せずに、専用コンテナ等により搬出する。

ウ 乙は、フロン含有対象品から適切にフロン回収を行い、回収から完全破壊まで確実な処理を行うこと。なお、回収したフロンの破壊については、ほかの業者への委託処理も可能とする。

8 乙の資格

乙の資格は、以下に掲げる業者とする。

(1) 小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定を受けた業者であること。

(2) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第2項の規定による、愛知県の第1種フロン類充填回収業者登録簿の登録者であること。

(3) 豊田市内に本社又は支社（支店・営業所）のある業者であること。

9 売払い物品の計量

乙は、使用済小型電子機器等（高品位・低品位・配線屑・フロン含有対象品ごと）の引取り時に、甲の秤（計量システム）で計量すること。売払い物品の重量は、2回計量とし、空車重量と売払い物品積載時車両の重量差とする。

10 報告

(1) 乙は、各月末に当該月の種類（高品位・低品位（フロン回収後の対象品を含む）・配線屑）ごとの重量を集計し、計量票など必要な書類を添付して翌月に甲に報告すること。ただし、3月分の報告については、3月末までに行うこと。

(2) 乙が、使用済小型電子機器等を再資源化して得た金属類の重量について、甲への報告は不要とする。ただし、甲が必要と認めるときは、種類・重量等を報告すること。

11 売払い代金の支払方法

(1) 乙は、毎月の実績に基づき、甲が指定する方法で支払うものとする。

(2) 売払い代金の算出方法は、使用済小型電子機器等の種類（高品位・低品位・配線屑）ごとの重量に契約単価（税抜）を乗じて算出した金額の合計（円未満を切り捨て）に、取引に係る消費税及び地方消費税額を加えたものとする（売払い代金に円未満の端数が生じた場合は切捨て）。なお、算出に使用する単位について、数量はキログラム、契約単価は円（1キログラム当たり）とし、該当月末日を代金算出整理日とする。

1.2 その他

- (1) 乙は、作業を行うに当たり、生じた従業員の災害について全責任を持つものとし、いかなる理由があっても、甲はその責任を負わないものとする。
- (2) 乙が甲の備品を亡失、破損等した時は、乙はその責任を負うものとする。
- (3) 使用済小型電子機器等の回収見込み量は、前年度実績に基づき算出したものであり、売払い数量を保障するものではなく、回収見込み量が増減した場合でも単価の変更は行わないものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた項目については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

品位分け表

	品 目	高品位	低品位		品 目	高品位	低品位
あ	アイロン		○	し	芝刈り機 (家庭用)		○
	アダプター (電源用)	○			ジューサー		○
	アンプ	○			充電器	○	
い	イヤホン	○			浄水器 (本体)		○
	イルミネーション (クリスマス用)		○		照明器具		○
う	腕時計		○	す	炊飯器		○
え	MO(パソコン周辺機器)	○			スキャナー	○	
	MD・MDプレイヤー	○			ストーブ		○
	LED電球		○		スピーカー【卓上】	○	
	エレクトーン(電子オルガン)【卓上】	○			ズボンプレスナー		○
	延長コード(テーブルタップ)		○	せ	石油ストーブ		○
	鉛筆削り (電気)		○	そ	掃除機		○
お	オーブントースター		○	た	体温計 (デジタル・水銀0)	○	
	オープンレンジ		○		体重計 (電子)	○	
	オイルヒーター		○	ち	フック等(圧電式着火装置)		回収しない
	温度計 (水銀使用)		有害ごみ		チューナー (BS・CS等)		○
	温風ヒーター		○	て	DVD・ブルーレイプレイヤー	○	
か	カーポ・カーオーディオ	○			電気カーペット		○
	カーナビ・小さなモニター類	○			電気こたつ		○
	懐中電灯・ランタン		○		電気コンロ(クッキングヒーター含)		○
	カセットコンロ		回収しない		電気シェーバー		○
	カセットデッキ	○			電気スタンド		○
	カメラ	○			電気ストーブ(電気襦袢等含)		○
	換気扇		○		電気ポット		○
け	ケーブル		○		電気毛布		○
	ゲーム機 (家庭用)	○			電子オルガン【卓上】	○	
	ゲームソフト (カセット式)	○			電子ゲーム機 (携帯ゲーム機)	○	
	携帯音楽プレイヤー	○			電子辞書 (電子手帳)	○	
	携帯電話	○			電子ピアノ【卓上】	○	
	血圧計		○		電子レンジ		○
	健康器具(フック等)		○		電卓	○	
こ	コードリール		○		電池 (水銀0・充電式含)		回収しない
	コーヒーメーカー		○		電動おもちゃ (玩具)		○
	こたつ		○		電動自転車		○
	コピー機	○			電動歯ブラシ		○
	コンポ (オーディオ)	○			電話機	○	
し	CDプレイヤー(CDコンポ)	○		と	トースター		○

と	トイレの便座		○	ふ	布団乾燥機		○
	時計		○	へ	ヘッドホン	○	
	ドライヤー		○	ほ	ホットプレート		○
	ドリル (電動・手動)		○	ま	マイク	○	
は	ハードディスク (録画用等)	○			マウス (パソコン用品)	○	
	パソコンキーボード	○			マッサージ機		○
	発電機		○	み	ミキサー		○
	はんだ・はんだごて		○		ミシン		○
	ハンディクリーナー		○	め	メモリーカード・USBメモリ等	○	
ひ	ビデオカメラ	○		も	餅つき機		○
	ビデオデッキ	○		ゆ	湯沸器		○
ふ	ブースターケーブル		○	ら	ラジオ (携帯用)	○	
	ファクシミリ (ファックス)	○			ラジカセ	○	
	ファンヒーター		○	れ	冷風機		○
	複合機 (FAX・プリンター等)	○			レコードプレイヤー	○	
	フロン含有対象品		○				